

社会新報

社会民主党全国連合機関誌宣伝局

〒100-8399 東京都千代田区永田町1-8-1

通称(水曜日発行) 定価180円 1ヶ月700円 送料160円

号外三春版 2016.09.25

9月定例会(9月3日)一般質問、佐藤 弘議員は、1.「環境創造センターについて」2.「ヨウ素剤配布、その後について」3.「防犯灯・街路灯について」3件質問致しました。

今回、1.「環境創造センターについて」2.「ヨウ素剤配布、その後について」の全内容を掲載します。

「環境創造センターについて」

佐藤 弘議員

平成24年11月に町当局と議会は、県の環境に関する担当者を招き、環境創造センター整備計画について説明を受け質疑、県より回答をいただきました。

その中には①山林や公園の土壌、河川の泥を測定することがあるので比較的放射性物質の濃度が高いものを持ち込むことがある。②運搬に関しては、常に線量測定管理を行う。周辺に影響を与えることのないように管理する。③持ち込んだものの処分については除染に準じて中間貯蔵施設が出来るまでの間、施設内に置いておくことになる。などなど回答があったわけですが、今すべての館が完成し除染等調査・研究、情報収集・発信、教育・研修へ、スタートしたところであります。町民の安全安心のため、センターの周りにモニタリングポストを配置すべきと考えます。

又センター内で土壌の除染として放射性物質を分離する研究がなされるようですが、その場合放射性物質の濃度は高く、量的に多くなれば安全性が問題になると思いますが最終的にはどれだけの量になるのか線量はどうか「当センター内で研究・調査されたものは、施設内に置く。」と言われておりますが、本当に安全なのか、町として町民に説明すべきと思っておりますが如何でしょうか。

鈴木町長

福島第一原発事故から5年が経過し、三春町においても放射性物質に対する町民不安を取り除くために、これまで除染作業をはじめとして、さまざまな施策を進めて参りました。

その様な中、福島県内の環境回復・創造に向けた総合的な拠点として、環境創造センター全館が田村西部工業団地内にグランドオープンしました。

7月21日にオープンした交流施設の「コミュニティ福島」は、放射能に対する疑問や不安に答え、放射能を身近な視点から理解する施設となっております。県内の小中学生も数多く見学に訪れており、町民の皆様も、是非、見学され、放射能に対する知識を深めていただきたいと思います。

なお、環境創造センターは、放射線や環境問題を研究する施設でもありますので、センターにおいても放射線のモニタリング測定を実施しております。

今後、測定データにつきましては、センターと調整のうえ、町民の皆様へ周知してまいりたいと考えております。

環境創造センター内で土壌から放射能物質を分離する研究については、熱処理により汚染した土壌から放射性セシウムを分離し、セメント材などとして再利用するものであります。実用化されれば、除去土壌の量を大幅に減らすことが可能になります。

また、実験で使用する放射性物質は、ごく少量であると聞いております。

さらに町外で採取し提供された試料は、原則、研究終了後に提供元に返却するなどしておりますので、最終的に施設内に保管される量も少ないと思われれます。

なお、放射性物質の濃度が高くなったものについては、関係法令などにに基づき、適切に管理していることを確認しております。

町としては、今後も町民の皆様が安全安心に暮らせるよう、環境創造センターへ働きかけを参りたいと考えております。

佐藤 弘議員

2点ほどお尋ねしたいのは、町外で採取したものを、したところに返すと言う答弁でありました、前に言っているのはですね、研究したものは館内にそのまま保存をするみたいな発言をしておりますので、そこが再度県の方に問い合わせ、間違いなく返しているか、返したと言うことなのか、その確認を1点、それからもう1点はですね、分離をして放射性物質だけ、分離をされれば当然濃度が高くなるということになると思うんですけども、それらについて関係法令などにに基づき、適切に管理していくと、一般的には大丈夫のようにやるんだらうと思うんですが、それでも関係法令などと言われると実際にはどのような処理ですかと聞いておかないと、私も町民の皆さんから聞かれても答弁できないものですから、できれば高くなった濃度のものの処理について具体的に、わかれば答弁をお願いしたい。

遠藤住民課長

町外で採取されたものについて、県の方の回答は原則採取されたところに戻しますという回答であったんですが、研究した結果、変成変換されたものについては、環境創造センター内に保管すると聞いております。2点目なんですけれど、「放射能特別措置法」放射性セシウムが8千ベクレル以上のものについては、中間貯蔵施設に運びこむということで関係法令には記載されております。それに基づいて処理すると環境創造センターの方から回答を頂いております。

佐藤 弘議員

中間貯蔵施設に運ぶまではそのまま置いておく、濃度が高くなったものについても置いておくという理解されるような答弁だと思うんですね、あくまでもここにおいては、濃度が高くなったものについてはと言うことで関係法上処理するという事ですから、その関係法上と言うのは、中間貯蔵施設にいつれ持って行く、ただ即、持って行くということではなく、三春の場合も同じですけども、何時、持って行けるかということは、今だにはっきりしない、

したがってそれと同じ扱いで、高くなっても、とどめて置かれると、こういうことになるのでしょうか、ある意味で全般的にはそんなに高いものは扱わない又は、町外からのものは返す、したがって問題になるような濃度でないものが残るみたいな、前半発言答弁になっているので、私は安心なのかなあと思ったんですけど、今の答弁ですと「高くなったって置いどくしかねんだ」と、そういうふうな答弁になると、ちょっと心配な点も出てきますので、濃度的な問題の中で、どれほどの濃度になればと言うことも全くないし、中間貯蔵施設に運ぶ時期も明確でない中で、とどめ置くということについての安全性に、どのように考えたらいいのか答弁をお願いしたい。

遠藤住民課長

環境創造センター内にある国立環境研究所なのですが、その規定に基づいてセンター内で製造管理・線量管理等をしながら保管庫に保管して置くと、線量が高いものについては、あとですね内覧会において1万ベクレル、8千ベクレル超えるというものは今のところはほとんどない実験・推定の中では、仮に出てきた場合は国立研究所の規定で保管庫にきっちり保管して置くことで回答を頂いております。

佐藤 弘議員

最後にもう一度確認をしておきたいと思うんですけども、いづれにしろ濃度が高くなったものについても保管庫に置いておくと、したがって保管庫の周り等についての線量についてはその都度町の方にも知らせがあると、施設内の線量について、町が言えばいつでもきちっと答えていただけると、そういうことでよろしいんですか。

遠藤住民課長

先ほど町長答弁の中で申し上げたようにセンターと協議の上、今の点にはお答えしていきたいと思っております。町民の方に、わかりやすく伝えていきたいと思っております。

「ヨウ素剤配布、その後について」

佐藤 弘議員

原発事故、空いっぱいと言っていいほど放射能物質が飛んだ、大量に落ちてくる前に、飲ませなければならぬヨウ素剤、時期を逸せず配布し飲むように指示したのは、県内ただ一つの町それは三春町でした。

私は日本中に誇れる町だと思っております。

甲状腺癌が増えつつある中、原発事故が全く影響していないという確証がないのに「放射能の可能性がない」などというのはおかしいし、現段階では「分からない」というのが正しいと多くの方が言っています。

そこで、ヨウ素剤を配布した町として、飲んでもらってその後どうだったのか、今後甲状腺癌の方が三春から発生することがあれば、飲んだのか、飲まなかったのか、追跡調査をすることが、三春町のヨウ素剤配布に責任を持つことだと思いますが当局の考えをお聞かせ願

います。

坂本（旧姓工藤）副町長

議員の質問内容にあったとおり、福島第一原発事故が発生し、放射線の拡散状況に関する情報提供が皆無の状況において、三春町は放射線防護と住民の防護の観点から安定ヨウ素剤を配布し、服用を促した経緯があります。

安定ヨウ素剤の服用が健康面での効果をもたらしたかどうかは判断できませんが、服用による副作用が確認されなかったことは幸いなことであると思っております。

放射線の影響について、子ども達の甲状腺の状態を継続的に確認することを目的として、県では平成24年度から、事故当時18歳未満の方を対象に、県民健康調査甲状腺検査を1年おきに実施しております。

さらに、県が検査を実施しない年度については、町が独自に小中学生を対象に、甲状腺検査を実施しております。

平成24年度、県民健康調査甲状腺検査の先行検査が実施された際は、悪性腫瘍の疑いが1件確認されましたが、その追跡調査につきましては個人情報であることを理由に公表してもらえない状況です。

しかしながら、町独自検査を含め4回の検査及び今年2月発表の本格調査結果においては、三春町での発生は0となっております。

県では、これまでの先行検査と本格検査の結果から、「現在のところ甲状腺癌への放射線の影響は考えにくい。」との見解を示していますが、町としては、議員お質しのよう、判らないことは判らないというのが正しいと思っております。

さらに、過剰診療の結果によるものであるなどの意見が出始めていることは、大いに懸念するところであります。

現段階では、完全に否定できるものはないことと、町としましては、今後も県及び町の甲状腺検査を継続し、状況の把握に努めて参りたいと考えております。

今後、甲状腺癌の方が三春町において発生した場合、安定ヨウ素剤の服用について、個人情報の制約がありますが、出来る範囲での調査はしたいと考えております。

佐藤 弘議員

1点だけお尋ねをしたいと思います。わかれば結構なんですけれど、40歳以下の方に飲んでもらうよう全戸配布をした、大体何パーセントの方が飲んだのかお答え願います。

坂本副町長

先ほど町独自に、小中学生の検査をしていると申し上げました、全体ではございませんがこの小中学生の検査に先立ちまして問診と言うのがございます、その問診の中にヨウ素剤を飲みましたか、という項目がございます、その集計でございまして、検査の回数ごとに若干の相違がございますが、全体を通しますと66%前後、約3分の2の方が飲まれたというふうに回答しております。

以上